

さ情審査答申第86号
平成24年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成23年7月26日付けで貴職から受けた、「『うなぎまつり実行委員会』平成22年度の詳細な支出内容について」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年6月8日付け浦区総第991号によりさいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分のうち、「口座名義人」を不開示とした部分を取り消し、これを開示せよとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

本件開示請求に対し、「口座名義人」の部分を開示とされた。振込先金融機関名、口座種別及び口座番号が開示とされるのは理解できるが、「口座名義人」は、条例第7条第3号の法人の内部情報に該当しない。当然開示されるべき行政情報である。

よって、本件処分のうち、「口座名義人」を開示とされた部分を取り消し、これを開示せよとの決定を求めるものである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 異議申立人からの平成23年5月25日付け行政情報開示請求に対し、さいたま市浦和うなぎまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）の平成22年度支出命令書（No.1からNo.60）を次の部分を除いて開示した。

振込先金融機関名、口座種別、口座番号及び口座名義人
領収書等に記載してある個人名及び印鑑

については、法人等の内部に関する情報であり、公にすることにより法人等の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号に規定する法人等に関する情報に当たること、については、同条第2号に規定する個人に関する情報であることを理由として不開示としたものである。

- 2 さいたま市浦和うなぎまつりは、さいたま市の伝統産業である歴史ある食の名物「うなぎ」を広く市内外にPRし、「浦和のうなぎ」の育成を図るとともに、イベントを通じて「うなぎの街 さいたま」を広く周知し、さいたま市の活性化と観光振興を図ることを目的として、平成14年5月18日の第1回開催から始まり、毎年5月にさいたま市役所東側広場及び南側駐車場を会場として開催されているものである。

平成19年度のさいたま市の組織改正により浦和区総務課地域商工室（改正前は浦和区地域経済課）が所管室となり、平成14年度から平成22年度までの間、第1回目から第9回目の開催まで、実行委員会事務局として、うなぎまつりを主催してきた。その事務局としての取り扱い事務の中には、当然、会計事務も含むところである。

- 3 異議申立人は、今回提出された異議申立てにおいて、本件対象行政情報のうち口座情報の「口座名義人」部分については、法人の内部情報に該当しないため開示せよと主張している。

そもそも口座情報は、法人等が金銭の出納、経理上の処理等を行うための内部情報であることから、条例第7条第3号に該当する不開示情報に当たる。また、口座情報は「金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人」まで、一体的に扱うべきものと思料することから、「口座名義人」の部分のみを開示することは適当ではない。したがって、異議申立人の主張は認めることができない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象行政情報について

本件開示請求に対し、実施機関は前述のとおり、実行委員会の作成した

平成22年度支出命令書（No.1からNo.60）を本件対象行政情報とし、本件処分を行ったものである。

異議申立人は、本件処分のうち、「口座名義人」については、条例第7条第3号の法人等の情報に当たらないと主張し、本件異議申立てを行ったものである。

2 実行委員会について

実行委員会の設置目的は、同委員会規約（平成17年3月28日施行）第2条において、前述の実施機関の説明のとおり明記されている。

また、事業については、同規約第3条において、さいたま市浦和うなぎまつりの開催、さいたま市浦和うなぎまつりの企画・立案及び宣伝、その他第2条の目的達成に必要な事業と規定されている。また、同規約第5条において、役員選出方法等の規定を置いている。条例第7条第3号に規定する「その他団体」とは、自治体、商店会、消費者団体、PTA等であって、法人格はないが、団体としての一定の組織を有し、かつ、代表者の選出方法等について定めがある等、団体としての実体を有しているものをいうと解されている。

以上述べたことから、実行委員会は、条例第7条第3号に規定する「法人等」に当たると解される。

さいたま市においては、「さいたま市観光団体等育成事業補助金交付要綱」（平成13年5月1日施行）を定め、市内観光の振興を図ることを目的とした各種観光団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、同要綱第3条別表に実行委員会を観光イベント実行団体として掲げ、同要綱に基づき補助金を交付する各種観光団体としている。実行委員会の行う事業は、実施機関の説明のとおり、実施機関が推進しているさいたま市の伝統産業である歴史ある食の名物「うなぎ」を広く市内外にPRし、「浦和のうなぎ」の育成を図ることである。

本件対象行政情報は、条例第7条第3号に規定する法人等に当たる実行委員会が作成し、実施機関で組織的に用いるものとして保有している平成22年度支出命令書（60件）であるが、問題となっているのは、同支出命令書に記載されている企業法人8、企業団体2に係る金融機関における32件の口座情報である。これらの情報は、当該企業法人等の情報として、条例第16条第1項に規定する「第三者」情報に当たると解され、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該「第三者」に対して、意見書を提出する機会を与えることも検討しなければならないところ、これら第三者情報を不開示とする考えから同措置はとられていない。

3 本件処分の妥当性について

実施機関の基本的な考えは、法人等の金融機関における口座情報は、法人等が金銭の出納・経理上の処理等を行うためのいわゆる内部管理情報であり、金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人までを一体的に取り扱うこととし、これらを開示すると悪用されるおそれがあることから、すべてを不開示とするという考えである。

そもそも法人等の金融機関口座情報は、内部管理情報として、秘密にしておくことが是認され、当該法人等は開示の可否及びその範囲を自ら決定することができる権利を有し、又は自らの意思によらないでみだりに他に開示、公表されない権利を有していると解される。したがって、法人等は、当該口座情報を取引上の必要から相手方を限定して開示することがあっても、そのような事情にない第三者に広く開示することは、一般的には認められないと考える。

一方、これら法人等の金融機関口座情報は、内部管理情報として、内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であっても、当該法人等がそのような管理をしていないと認められる場合には、開示されることにより当該法人等の正当な利益等が損なわれると認められることにはならないと解される。

つまり、食糧費の支出命令書に係る金融機関口座情報は、一般的には当該法人等が飲食業を営むものとして、秘密に管理しているような性質のものではないと認められ、飲食代金等食糧費の請求に一般的に相手方を限定することなく発行している情報と解される。(最高裁判所(第一小法廷)平成14年9月12日判決参照)

ところで、本件処分のうち食糧費に係る支出命令書が4件(3法人1団体)含まれている。

内容は、係員等の弁当代やうなぎ弁当の試食代、昼食懇談会用飲物である。ただし、当該支出命令書に係る法人等は、催し物の企画立案等の受託、物品の販売、「浦和のうなぎ」と後継者の育成を目的とする法人等であって、いわゆる飲食業を営む法人等には該当しない。

したがって、これら法人等における金融機関口座情報は、いずれも内部管理情報として、不開示扱いとされ、内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定している情報であると認められる。

これらの情報を、相手方を限定することなく開示することによって、債権者たる当該法人等が不測の不利益を被り、営業活動が損なわれるおそれが生ずることは、十分予測されるところである。

以上、述べたことから、本件対象行政情報のうち、金融機関における口

座名義人を含む口座情報を開示することは、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められ、かつ、当該口座情報を一体的に取り扱い、その一部を開示しないことも是認することができる。(平成23年12月2日付けさ情審査答申第79号当審査会答申書第4-2参照)

- 4 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないと認め、上記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成23年 7月26日	諮問の受理
	同 年 8月18日	審議
	同 年 8月23日	実施機関から理由説明書を受理
	平成24年 6月25日	審議
	同 年 7月26日	審議
	同 年 8月23日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 9月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)